

教育民生常任委員会会議録（平成22年12月13日開催）

- 1 審査日時 平成22年12月13日（月） 13時22分～13時50分
- 2 場 所 滝沢村役場 4階 第2委員会室
- 3 出席者 委員長 高橋 寿 副委員長 高橋盛佳
委員 相原孝彦 山谷 仁 西村 繁 山本 博 川原 清
- 4 紹介議員 高橋盛佳委員
- 5 審査内容（13時22分～13時45分）

請願第2号 30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る
意見書の採択要請の請願

・紹介議員による趣旨説明

高橋委員長

付託されています請願についてご審議いただきます。ただいまの出席議員は7名であります。定足数に達していますので会議は成立いたします。これより、本委員会に付託されました事件の審査を行います。付託されたのは、請願第2号「30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請の請願」であります。

これより、請願第2号「30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請の請願」を議題といたします。本請願の紹介議員である高橋盛佳委員より趣旨説明をお願いいたします。

高橋副委員長

請願書の趣旨についてはお配りの資料の通りであります。中心におかれているのは1学級当たりの児童数を減らすということです。過半、教育民生常任委員会で秋田県の横手市や、福井県敦賀市、富山県を視察したが、先進地域である秋田県など成果が出ていることを感じてきた。そういう意味では岩手県は30人以下学級については、「少人数学級」と呼んでいて人数に多少弾力があるが、人数がはっきりすると、明確になってくるということで、そのような環境整備をぜひお願いしたいという趣旨と受けとめています。これが一番の基本です。

次に、この間も新聞に載っていましたが、県立病院関係で出ていましたが、超過勤務関係であります。教職員には超過勤務手当は無しという事で、そのために作られた人材確保法案でしたが、一般行政職給与との実質的な教員給与の優遇は年々削られてきて非常に待遇的にも厳しく現場も大変だということで、ぜひこういった点についてもご配慮いただきたいということが二つ目です。

最後は、ご承知の通り、かつては義務教育費については国庫負担は二分の一ということで、全国の義務教育の教育水準を保つということで、基本的な財政的基盤を保つということになっていた。三位一体改革の中で三分の一に削られてしまったために、どうしても交付金の中でどう位置づけるのか、各県の努力の仕方ということにはなるが、どうしても財政の乏しいところでは非常に厳しい形になってきている。すぐには叶わないだろうが、二分の一の復元へのご理解を頂きたい、という趣旨であります。

今まで説明したように、一番の基本は子どもたちの1学級当たり30人以下にすることに中心がある請願であります。以上で趣旨説明を終わります。

【質疑】

高橋委員長
相原委員

これより質疑に入ります。

30人以下学級というのは、我々も視察してその効果について素晴らしいものがあることを認識している。実際に30人以下学級になった場合、今度は教員を増やさなければならぬことが出てくる。その状況でその教員に対しての給与のアップというものはどういうものかなと思う。実際に公務員の方々も給与を下げられている状況でありながら教師にだけアップさせることはいかななものかなと引かかる部分があるのですがいかがでしょうか。

高橋副委員長

30人以下学級になると当然教員の数も増えるということはその通りである。待遇をアップするということは、もう一つ次の段階の議論であり、連動するわけではない。今回の請願では並列になっているのでご説明申し上げるが、アップのところでは今の相原委員の話のような議論はあろうかと思えます。給与のことですので公務員の全体水準との比較ということになるかと思うが、俸給表の関係で、年々上に上がっていくと一般行政職の方が高くなる逆転現象がおきている。その辺の全体の給与改革というのは当然議論されなければならないだろうと思えます。

相原委員

だとすれば、請願の中からこの部分は外していただくことは出来るのか。給与と人数に対しての連動ということとは別問題だという話であれば、給与は給与で後から出すべきではと思うがいかがでしょうか。

高橋副委員長

請願者で無いので、今のような質問はあろうかと思えますが、先ほども言いましたように一番目の趣旨が一番にあるのだというふうにご理解いただいて後のところは請願の趣旨はあるが、また後の機会に議論が出来るのではないかと思う。とりあえず私は1番を中心に皆さんに理解してもらえれば、それに伴うところの教員の努力に対する報酬はどうかということとはもう一回検討されても良いのではないかと思う。

相原委員

給与に関しての話になってくると、昨今教員の資質が低下して様々な問題が出てきている。今そのような状況の中で果たして給与をアップする形になってくると、請願の趣旨と違ってくる面があると思う。私としては他の30人以下学級とか義務教育費国庫負担制度二分の一還元については、当たり前だと思っているので仕方が無いことだと思っている。それに対して給与の面が絡んでくるのはちょっと違うのではないかという意見を持っている。

西村委員

この中で文字として、教員給与の優遇という言葉があります。この優遇という言葉に引かかる。この優遇という言葉について、今一度説明願いたい。

高橋副委員長

人材確保法の資料を持ち合わせていないので、記憶的にしか申し上げられませんが、田中角栄内閣の時に、それまでずっと教員の超過勤務をめぐって裁判闘争が日教組中心に裁判されていた。その時に教員の超過勤務は馴染まないということから、それならば教員だけには4%プラスの法案であった。人を確保するために優遇するために使われた言葉である。でも実態は優遇されていないという不満がこの請願書には書かれていると思う。

西村委員

趣旨の内容は分かりました。言葉として露骨に教員給与の優遇というのは、とても引かかってしまった。今教員の資質問題がニュースで出ているが、まず自分たちの身をきちっと正して、しかも人を教育する立場の教育者が、いかなという状況下にある中であって、ましてや言葉で、活字で、優遇という

言葉が露骨に出ていることに理解できない。

高橋委員長

理解は出来ているが請願趣旨の中で「日本は、OECD 諸国に比べて、」とあるが、これだと日本は OECD 諸国に加盟していないという意味に捉えられかねないと思う。「日本は、他の OECD 諸国に比べて、」とか「日本は OECD 諸国の中で、」などにした方が良いと思うがその辺はいかがでしょうか。

高橋副委員長

確かに文章の表現についてはその通りです。

高橋委員長

他に質疑ありませんか。

高橋副委員長

例えば今のような不適切な文言を直せるのか。

山本委員

請願者ではなくあくまでも紹介議員なので、直すことは無理です。

高橋委員長

確かにあまりにも盛り沢山の請願であって、何が趣旨だか分かりにくいという点は相原委員の質疑の通りだと判断しています。したがって今高橋副委員長からの申出がありましたので、訂正して再度提出させていただくということで、今本会議には間に合わないと思いますがこの件に関してしてちょっと調べて欲しい。暫時休憩します。

【暫時休憩 13:35】

【再開 13:44】

高橋委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。質疑ありませんか。

委員

【なし】

【討論】

【なし】

・採決 賛成者挙手により採決を行った結果、賛成多数（賛成4名、反対2名）で可決と決した。
(13:45)

6 協議事項

(1) 閉会中の継続調査申出の件について

高橋委員長

閉会中の継続調査について事務局より説明願います。

事務局

調査事件を、(1)平成28年開催の国民体育大会(サッカー競技)についてと(2)学力向上対策についての2つを継続調査することで宜しいかご協議願います。

高橋委員長

この2件については3月議会までの継続調査ということにさせていただいて、3月議会で報告書を提出させて頂く事でご異議ございませんか。また1月後半に教育委員会と、学力向上対策についてと国民体育大会について、今まで調査してきた内容を教育委員会に提案する場ということにしたいと思う。そして滝沢村の現状の学力向上対策についてご指導を受けるというような会議にしたいと考えている。サッカー競技についても由利本荘市の現実的なスケジュール表など頂いたが非常に参考になる資料なのでこれも教育委員会に今後の行動指標として示せば良いと考えている。このような会議を持ちたいと考えているが異議ございませんか。

委員

【異議なし】

高橋委員長

そのように決定いたします。

7 その他

(1) 滝沢村学童保育クラブ連絡協議会との懇談会について

事務局

11月後半に学童保育連絡協議会から懇談会の打診があった。こちらは12月定例会中でもと思ったが、先方の都合がまだであり、テーマも決まっていなかったもので、1月頃の開催に向けて準備を進めたい。ということの報告です。

高橋委員長

これで会議を終了します。

【終了13:50】